

令和4年度

財務書類における注記

白川村

注記（一般会計等財務書類）

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりである。

ア 取得原価が判明しているもの……………取得原価

イ 取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としている。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりである。

ア 取得原価が判明しているもの……………取得原価

イ 取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物 14年～50年

工作物 10年～50年

物品 2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く。）……………定額法

（ソフトウェアについては、村内における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっている。）

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去の不納欠損実績に基づいて計上

② 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上

③ 退職手当引当金

退職手当債務から、退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、退職手当組合における積立金額の運用益のうち白川村へ按分される額を加算した額を控除した額を計上

④ 損失補償等引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額を計上

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除く。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理

② 上記以外のファイナンス・リース取引、オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（白川村公金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいう。）なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含む。

(7) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっている。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

ア 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上している。ソフトウェアについても物品の取扱いに準ずる。

イ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 50 万円未満であるときに修繕費として処理している。

2 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりである。
一般会計
- ② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異
該当事項なし。
- ③ 出納整理期間
地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受け払い等があった場合は、現金の受け払い等が終了したものとして調整している。
- ④ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合がある。
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。
 - ・実質赤字比率 :-
 - ・連結実質赤字比率 :-
 - ・実質公債費比率 :2.6
 - ・将来負担比率 :-
- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 一千元
- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額 15,034,000 円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の情報は、次のとおりです。
 - ア 範囲
売却予定とされている公共資産
 - イ 金額 475,266,811 円 (帳簿価額)
 - ウ 基準日
令和 5 年 3 月 31 日時点
 - エ 抽出方法
固定資産台帳より売却可能資産を抽出する方法
- ② 減債基金に係る積立不足額 一千元
- ③ 基金借入金 (繰替運用)
財政調整基金 一千元
- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 3,383,620 千円

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

・一般会計等に係る地方債の残高	3,884,400 千円
・債務負担行為に基づく支出予定額	0 千円
・一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための 一般会計等からの繰入見込額	421,065 千円
・組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額	0 千円
・退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	351,527 千円
・設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	0 千円
・連結実質赤字額	0 千円
・組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0 千円
・地方債の償還額等に充当可能な基金	5,083,610 千円
・地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入	0 千円
・地方債の償還額等に要する経費として 基準財政需要額に参入されることが見込まれる額	3,383,620 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上している。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上している。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支	639,437,530 円
内訳	
業務活動収支	1,008,109,692 円
支払利息支出	6,079,120 円
投資活動収支	△670,135,282 円
基金積立金支出	301,493,000 円
基金取崩収入	△6,109,000 円

② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書 単位：円

業務活動収支	1,008,109,692
減価償却費	△393,351,465
国県等補助金収入（投資活動）	127,858,000
賞与等引当金増減額	△10,998,370
徴収不能引当金増減額	7,041
損失補償等引当金増減額	0
退職手当引当金増減額	△58,750,869
資産除売却損	0
資産売却収入（投資活動）	68,496,518
未収債権増減額	983,861
未払債務増減額	0
純資産変動計算書の本年度差額	742,354,408

③ 一時借入金

- ・ 一時借入金の限度額 300,000 千円
- ・ 一時借入金に係る利子額 —

④ 歳入歳出外現金の状況

歳入歳出外現金(地方自治法第 235 条の 4 第 3 項に規定する現金)の額

263,300,950 円

注記（全体会計財務書類）

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりである。

ア 取得原価が判明しているもの……………取得原価

イ 取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としている。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりである。

ア 取得原価が判明しているもの……………取得原価

イ 取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物 14年～50年

工作物 10年～50年

物品 2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く。）……………定額法

（ソフトウェアについては、町内における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっている。）

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

- イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去の不納欠損実績に基づいて計上

② 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上

③ 退職手当引当金

退職手当債務から、退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、退職手当組合における積立金額の運用益のうち白川村へ按分される額を加算した額を控除した額を計上

④ 損失補償等引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額を計上

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除く。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理

② 上記以外のファイナンス・リース取引、オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（白川村管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいう。）なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含む。

(7) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっている。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

ア 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上している。ソフトウェアについても物品の取扱いに準ずる。

イ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 50 万円未満であるときに修繕費として処理している。

2 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 全体財務書類の対象範囲は次のとおりである。

団体（会計）名	区分	連結の方法
国民健康保険特別会計	地方公営事業会計	全部連結
介護保険特別会計	地方公営事業会計	全部連結
後期高齢者医療特別会計	地方公営事業会計	全部連結
簡易水道事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結
温泉開発特別会計	地方公営事業会計	全部連結
公共下水道事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結

② 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としている。

③ 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受け払い等があった場合は、現金の受け払い等が終了したものとして調整している。

④ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合がある。

⑤ 売却可能資産の情報は、次のとおりです。

ア 範囲

売却予定とされている公共資産

イ 金額 475,266,811 円（帳簿価額）

ウ 基準日

令和 5 年 3 月 31 日時点

エ 抽出方法

固定資産台帳より売却可能資産を抽出する方法

注記（連結会計財務書類）

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりである。

ア 取得原価が判明しているもの……………取得原価

イ 取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としている。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりである。

ア 取得原価が判明しているもの……………取得原価

イ 取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物 7年～50年

工作物 10年～50年

物品 2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く。）……………定額法

(ソフトウェアについては、町内における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっている。)

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

- イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去の不納欠損実績に基づいて計上

② 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上

③ 退職手当引当金

退職手当債務から、退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、退職手当組合における積立金額の運用益のうち白川村へ按分される額を加算した額を控除した額を計上

④ 損失補償等引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額を計上

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除く。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理

② 上記以外のファイナンス・リース取引、オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（白川村公金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいう。）なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含む。

(7) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっている。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

ア 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上している。ソフトウェアについても物品の取扱いに準ずる。

イ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 50 万円未満であるときに修繕費として処理している。

2 追加情報

(1) 連結財務書類の対象範囲は次のとおりである。

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
介護保険特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
後期高齢者医療特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
簡易水道事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
温泉開発特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
公共下水道事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
岐阜県市町村会館組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.09%
岐阜県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.31%
一般財団法人 白川村緑地資源開発公社	第三セクター等	全部連結	—
飯島観光開発株式会社	第三セクター等	全部連結	—
一般財団法人 世界遺産白川郷合掌造り保存財団	第三セクター等	全部連結	—
大白川温泉観光株式会社	第三セクター等	全部連結	—

連結の方法は次のとおりである。

- ① 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としている。
- ② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としている。
(※ただし、岐阜県市町村退職手当組合については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における、健全化判断比率を算定するための様式に関する記載要領の簡便法により按分した額とする。)
- ③ 第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体は、全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受け払い等があった場合は、現金の受け払い等が終了したものとして調整している。

(3) 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合がある。

(4) 売却可能資産の情報は、次のとおりです。

ア 範囲

売却予定とされている公共資産

イ 金額 475,266,811 円 (帳簿価額)

ウ 基準日

令和 5 年 3 月 31 日時点

エ 抽出方法

固定資産台帳より売却可能資産を抽出する方法